

②<<創業>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	(非公表)	自然由来土壌の有効活用に関するスキーム案	現状、土壌汚染対策法の一部を改正する法律及び汚染土壌処理業に関する省令の規制により、都市開発事業等により搬出された自然由来土壌は、従来の措置(管理型処分あるいは焼却等による無害化)をす他、都道府県知事が認めた「自然由来等土壌構造物利用施設」として活用しなければならぬが、その自然由来土壌を他の民有地等で実施される造成事業の盛土等に、より柔軟に有効活用できるよう規制緩和を提案する。	汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)施行日:令和3年4月1日(令和三年環境省令第三号による改正)第1条5号イに規定する「自然由来等土壌構造物利用施設」とされており、環境省水・大気環境局土壌環境課長通達による「自然由来等土壌構造物利用施設」→民間の埋め立て事業に適用されない。また、ほとんどの自治体では、残土条例において、国の土壌環境基準(環境庁告示第46号:平成3年8月23日)を横引して受入土壌の安全基準を制定しているため、「自然由来土壌の有効活用に関しては別途基準を定める」とするなど基準が緩和されなければ民有地等での埋立が出来ない状況である。	<p>土壌汚染対策法関連 汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)施行日:令和3年4月1日(令和三年環境省令第三号による改正)第1条5号イに規定する「自然由来等土壌構造物利用施設」</p> <p>→民間の埋め立て事業に適用されない。</p> <p>土壌環境基準(環境庁告示第46号:平成3年8月23日)関連 →安全基準としては既定の基準値でもよいが、自然由来土壌の有効活用を図るため、自治体等がこの基準を横引きする際の適用について、但し書きなどで運用しやすくするべきである。</p>	<p>特区適用により、土壌汚染対策法の規制緩和を行い特例措置により新たな仕組みを構築するため、条例による維持管理規程でも自然由来土壌の埋立を認める。</p> <p>→汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)施行日:令和3年4月1日(令和三年環境省令第三号による改正)第1条5号イに規定する「自然由来等土壌構造物利用施設」の適用が民間の埋め立て事業に即していないため、改正し自然由来土の有効活用が図られるようにして頂きたい。</p> <p>特区適用により、自然由来土壌の有効活用を図る目的に限り、土壌環境基準の概ね10倍の自然由来土壌の受入を認める。</p> <p>→土壌環境基準(環境庁告示第46号:平成3年8月23日)において、安全基準としては既定の基準値でもよいが、自然由来土壌の有効活用を図るため、自治体等がこの基準を横引きする際の適用について、但し書きなどで運用しやすくして頂きたい。</p>	環境省	<p>①特区において条例による維持管理規程でも自然由来土壌の埋立を認めるべきのご要望について</p> <p>現行の土壌汚染対策法及び関連法令においては、自然由来等土壌構造物利用施設の対象を「他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る」としており、このことを踏まえ、個別の施設の許可は都道府県知事により判断されることとなっている。本件要望については、維持管理規定の記載根拠が条例であることだけをもって要望を認められないということではなく、その具体的な規定内容が土壌汚染対策法の想定する水準の施設の維持管理が行われることが担保されるか否かによる。なお、本件で想定されているのが成田市の残土条例であるとするは、当該条例について、土壌汚染対策法の枠組みにおいて規定している維持管理と同水準の維持管理に関する規定が設けられていることは必ずしもいえないと考えている。</p> <p>②特区において土壌環境基準の概ね10倍の自然由来土壌の受入を認めるべきのご要望について</p> <p>土壌汚染対策法の枠組みにおいては、自然由来等土壌を自然由来等土壌構造物利用施設に用いようとする場合、当該利用施設による新たな地下水汚染防止のために必要な措置が講じられていること等を許可要件としているところ。仮に受入を認める自然由来土壌の汚染状態に係る許容限度を土壌環境基準の10倍とする場合には、受入先の施設に係る構造基準についても、上記要件に対応して環境汚染を生じることないよう検討し確実に対策が講じられることが必要であるところ、その判断の在り方については、上記を参照願いたい。</p>	<p>①提案は施設を自然由来特例区域に指定し、更に帯水層に直接触れないこと等を条件にすることを想定している。土対法の枠組みと同水準の規定とは更に何を規定すればよいのか?また、道路盛土に自然由来土壌を使用した場合、道路管理者が継続的に水質検査を実施しているか疑問があり、道路法の管理より成田市の残土条例の方が厳しい措置だと思われるが如何か?</p> <p>②土対法18条を緩和し自然由来土壌の活用促進を図りたい。条例による「特定事業場」は国の基準を横引して受入基準としている。自然由来土壌の搬入には基準の緩和が必要で、判断に当たり国からの通達等が必要と想定される。技術的助言を頂き市の基準緩和に繋げたいと考えるが如何か?</p>	環境省	<p>本件提案で言及されている土壌汚染対策法における汚染土壌処理施設の一つである自然由来等土壌構造物利用施設や法第18条に基づく汚染土壌の搬出に係る規制については、いずれも同法に基づく調査によって土壌汚染が判明し、区域指定された土地から汚染土壌を搬出する際に適用される規制であり、本件提案においても、まず搬出元において同法の適用を受ける状況又は見通しがあるか否かが重要となる。</p> <p>この点について、搬出元の所管自治体に確認したところ、本件提案に係る事業については、現時点では同法第4条に基づく届出が提出されているものの、今後、法の区域指定を受ける見込みについても未定である旨の情報提供があった。したがって、現時点では、本件提案に係る事業によって発生する建設残土の搬出元における取扱いに対しては、同法の規制は特段なく、搬出先との関係においては、言及されている成田市条例に基づく制限が存在していることとなる。</p> <p>また、当該条例の内容については、環境省において技術的助言等を行う立場になく、搬出先の土地を所管する自治体の方針等に基づいて当該自治体が判断するものである。</p> <p>なお、土対法の枠組みの維持管理と同水準の規定とは何かというご質問に関し、汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号イに規定する「土対法以外の法令により維持管理を適切に行うことが定められているもの」に該当するかの解釈については、個別の汚染土壌処理業の許可の是非と同様に許可権限を有する都道府県知事等の判断によるものとなる。</p>